

# 平成 22 年国勢調査の概要

## 調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体における各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。調査は大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 22 年国勢調査はその 19 回目に当たる。

## 調査の時期

平成 22 年国勢調査は、平成 22 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

## 調査の法的根拠

平成 22 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総務省令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

## 調査の地域

平成 22 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

## 調査の対象

平成 22 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 124 条に規定する専修学校又は第 134 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅

- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶  
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

## 調査事項

平成 22 年国勢調査では、男女の別、出生の年月など世帯員に関する事項を 15 項目、世帯の種類、世帯員の数など世帯に関する事項を 5 項目、計 20 項目について調査した。

## 調査の方法

平成 22 年国勢調査は、総務省統計局 - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員 - 世帯の流れにより行った。

調査は、総務大臣により任命された約 70 万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、世帯が調査票を調査員又は市区町村に提出する方法により行った。

調査票の提出は、世帯が調査票に記入した上で、調査員への提出又は郵送による提出のいずれかを選択する方法とした（名古屋市の場合、郵送を原則とした。）。また、東京都においては、インターネットによる提出も選択できる方法とした。

## 集計体系及び結果の公表・提供等

集計体系及び結果の公表・提供等については、「平成 22 年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧」をご参照いただきたい。

名古屋市としての公表については、総務省公表の後、名古屋市分を取りまとめ順次公表。

平成22年国勢調査の集計体系及び結果の公表・提供等一覧

集計区分	集計内容	産業分類	職業分類	集計対象	表章地域	全国結果の公表時期	結果の公表及び提供の方法
速報集計	人口速報集計	-	-	全数	全国、都道府県、市区町村	平成23年2月25日	インターネットを利用する方法等によって公表。人口は官報に公示。
	抽出速報集計	小分類	小分類	約1/100	全国、都道府県、人口20万以上の市	平成23年6月29日	インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
基本集計	人口等基本集計	-	-	全数	全国、都道府県、市区町村	平成23年10月26日	集計が完了した都道府県から順次、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。人口等基本集計の人口及び世帯数(確定人口・世帯数)は2回に分けて官報に公示。
	産業等基本集計	大分類	-			平成24年4月24日	
	職業等基本集計	大分類	大分類			平成24年11月16日	
抽出詳細集計	就業者の産業、職業別構成などに関する詳細な結果	小分類	小分類	抽出	全国、都道府県、市区町村	平成25年10月29日	集計が完了した都道府県から順次、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
従業地・通学地集計	従業地・通学地による人口・産業等集計	大分類	-	全数	全国、都道府県、市区町村	平成24年6月26日	集計が完了した後、インターネットを利用する方法等によって公表。おいて、報告書を刊行。
	従業地・通学地による職業等集計	大分類	大分類			平成25年2月19日	
	従業地・通学地による抽出詳細集計	中分類	中分類	抽出	全国、都道府県、人口10万以上の市	平成25年10月29日	
人口移動集計	移動人口の男女・年齢等集計	-	-	全数	全国、都道府県、市区町村	平成24年1月31日	同上
	移動人口の産業等集計	大分類	-		全国、都道府県、人口20万以上の市	平成24年7月31日	
	移動人口の職業等集計	-	大分類		全国、都道府県、人口20万以上の市	平成25年3月26日	
小地域集計	人口等基本集計に関する集計	-	-	全数	町丁・字等、基本単位区、地域メッシュ	該当する基本集計等の公表後、速やかに公表。	集計が完了した都道府県から順次、閲覧に供する方法等によって公表。
	産業等基本集計に関する集計	大分類	-				
	職業等基本集計に関する集計	-	大分類				
	従業地・通学地による人口・産業等集計に関する集計	-	-				
	移動人口の男女・年齢等集計に関する集計	-	-				

注1) 上記の集計のほか、基本集計等公表後の新たなニーズに対応して、追加集計を行う。

注2) 「産業分類」及び「職業分類」欄は、該当する分類を用いた集計結果があることを示す。

注3) 「表章地域」欄は、該当集計区分で集計する地域を表しているが、必ずしも全ての統計表がその地域まで集計されるわけではない。